

農業振興地域整備計画の変更について

北区農業振興地域整備計画の変更について

1. 変更の概要

(1) 変更種別：用途変更

(2) 変更概要

番号	変更箇所 (大字、字、地番)	変更前の 用途区分	変更理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
1	北区大月 1835-1	農用地	法第10条第3項第4号 具体的理由：米乾燥調製施設	1,276.00 m ² (田)	農業用施設用地
2	北区高森新田 751 番地の一部	農用地	法第10条第3項第4号 具体的理由：米乾燥調製施設	535.58 m ² (畑)	農業用施設用地
3	北区松潟 68-1 外2筆	農用地	法第10条第3項第4号 具体的理由：米乾燥調製施設	660.00 m ² (畑)	農業用施設用地
計	5筆			2,471.58 m ²	

2. 変更理由

(番号1)

【経済事情の変動その他情勢の推移による変更】

北区大月地区において、米乾燥調製施設を建設するものである。

申出者は、水稻 12.5ha 規模で米の生産・販売を行う認定農業者である。当該地区では、高齢化による農業者の離農が進んでおり、令和8年度には2～3ha程度の営農規模拡大が見込まれているところ。

しかし、既存の米乾燥調製施設では、営農規模拡大に見合う乾燥調製作業スペース及び農業用機械の格納場所が不足していること、近隣住民から乾燥調製作業に伴う作業音等に対する苦情を受けていることから、営農規模拡大が困難となっている。

このため、新たな土地に米乾燥調製施設を整備するとともに、既存設備を移設することが急務となっている。

以上のことから、その用に供する土地を農地から農業用施設用地へ用途変更するものである。

(番号2)

【経済事情の変動その他情勢の推移による変更】

北区高森新田地区において、米乾燥調製施設を建設するものである。

申出者は、水稻 22.5ha 規模で米の生産・販売を行う認定農業者である。当該地区では、高齢化による農業者の離農が進んでおり、近隣農業者から農地の耕作依頼が申出者へ寄せられているところ。

しかし、既存施設では営農規模拡大に見合う乾燥調製作業スペースが不足していること、近隣住民から乾燥調製の作業音等に対する苦情を受けていることから、営農規模拡大が困難となっている。

このため、新たな土地に米乾燥調製施設を整備するとともに、既存設備を移設することが急務となっている。

以上のことから、その用に供する土地を農地から農業用施設用地へ用途変更するものである。

(番号3)

【農業振興地域整備計画に係る軽微な変更】

北区松潟地区において、米乾燥調製施設を建設するものである。

申出者は、濁川地区を中心に水稻 14ha、トマト 0.6ha、その他野菜 0.3ha の規模で農産物の生産・販売を行う認定農業者兼農地所有適格法人である。

当該地区では、高齢化による農業者の離農が進んでおり、申出者は農地の受け皿として地域から期待されているところ。

しかし、既存施設では規模拡大に伴う乾燥調製作業スペースが不足していること、近隣住民から乾燥調製作業に伴う埃や作業音に対する苦情を受けている状況である。

このため、新たな土地に米乾燥調製施設を整備するとともに、既存設備を移設することが急務となっている。

以上のことから、その用に供する土地を農地から農業用施設用地へ用途変更するものである。

北区農業振興地域整備計画の変更について

3. 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4. 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの）

（番号 1, 2, 3）

事業名	工期 (年度)	受益面積 (ha)	除外面積 (ha)
実施事業なし			

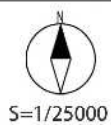
5. 変更経過

（番号 1, 2, 3）

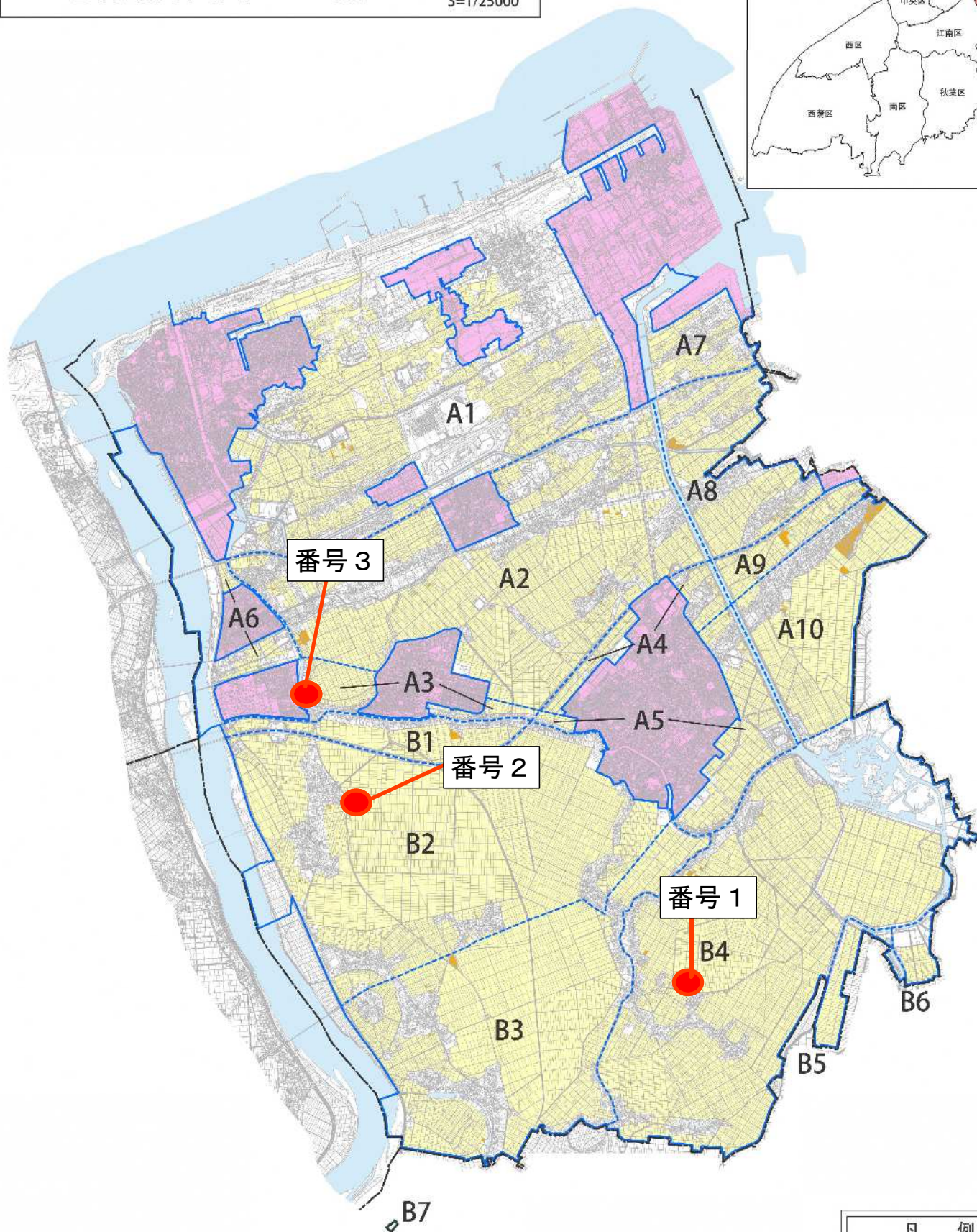
日付	事項
令和 8 年 1 月 29 日	北区農業振興地域整備計画の変更に係る 12 条公告（用途変更）

付図1号
土地利用計画図

北区



位置図



凡 例	
—	行政区界
—	農業振興地域界
- - -	地区区域界
■ (yellow)	農振農用地
■ (light green)	採草放牧地
■ (orange)	農業用施設用地
■ (pink)	用途区域



※著作権等に関連する所要の出典の明示が必要です。

- 農振ゾーン
 山林原野
- 農用地区域
 その他
- 田
 農業用施設用地
- 畑
 用途地域
- 樹園地
 既存集落区域
- 採草放牧地



※この地図は、令和8年6月現在の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の概略を表示したものです。

※詳細については、新潟市農林政策課又は区役所農政担当課までお問い合わせください。

※本農用地利用計画図における地形等は、おおよその位置及び形状を表示したものです。権利関係に使用することはできません。

※著作権等に関連する所要の出典の明示が必要です。





※この地図は、令和8年6月現在の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の概略を表示したものです。
 ※詳細については、新潟市農林政策課又は区役所農政担当課までお問い合わせください。
 ※本農用地利用計画図における地形等は、おおよその位置及び形状を表示したものです。権利関係に使用することはできません。
 ※著作権等に関する所要の出典の明示が必要です。



東区農業振興地域整備計画の変更について

1. 変更の概要

- (1) 変更種別：除外
(2) 変更概要

番号	変 更 箇 所 (大字，字，地番)	変更前の 用途区分	変更理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
1	東区栗山 710 番 1、711 番 1	農用地	法第 13 条第 2 項 該当 具体的理由：職員用駐車場の整備	1,360.00 m ² (田)	駐車場
計	2 筆			1,360.00 m ²	

2. 変更理由

(番号 1)

【経済事情の変動その他情勢の推移による変更】

東区栗山地区において、社会福祉法人が運営する児童福祉施設と高齢者福祉施設の隣地に職員用駐車場を整備するものである。

申出者は平成 8 年以降、栗山地区において保育所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、法人本部事務所等の施設を設置・運営しているが、施設の増築及び職員の増員、その他利用者の送迎体制の変遷等により既存駐車場では不足しているところ。

保育園、デイサービス等社会福祉施設の事業運営に当たっては、感染症対策に留意する必要がある、申出者は職員に対して、施設内の感染症対策はもとより、通勤に当たっても公共交通機関ではなく、自家用車による通勤を推奨しているところ。さらに当該地周辺においては、街灯が少なく過去に不審者の出没事案もあることから、職員の安全を考慮して職員駐車場を整備する必要がある。

以上のことから、感染症対策及び職場の環境整備をはかるため職員駐車場に供する土地を農用地区域から除外するものである。

3. 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4. 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの）

(番号 1)

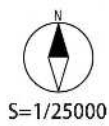
事業名	工期 (年度)	受益面積 (ha)
国営亀田郷農業水利事業（亀田郷地区）	H14～H23	4,235.0
県営かんがい排水事業（亀田郷第 2 地区）	H2～H11	282.0
県営地盤沈下対策事業（新潟南部Ⅰ期～南部Ⅱ期地区）	H8～H12	258.0
県営地盤沈下対策事業（新潟南部Ⅴ期地区）	H22～H23	194.7
県営地盤沈下対策事業（新潟南部Ⅴ期地区）	H15～H23	2,694.0
県営地盤沈下対策事業（新潟南部Ⅷ期地区）	H24～H29 予定	2,694.0
国営阿賀野川大規模農業水利事業（阿賀野川左岸地区）	S28～43・S48・S52・H1～4	2,910.0
県営湛水防除事業（亀田郷地区）	S60～H2	1,444.0
団体営亀田郷耕地整理事業（石山東部工事区）	S27～S37	957.1

東区農業振興地域整備計画の変更について

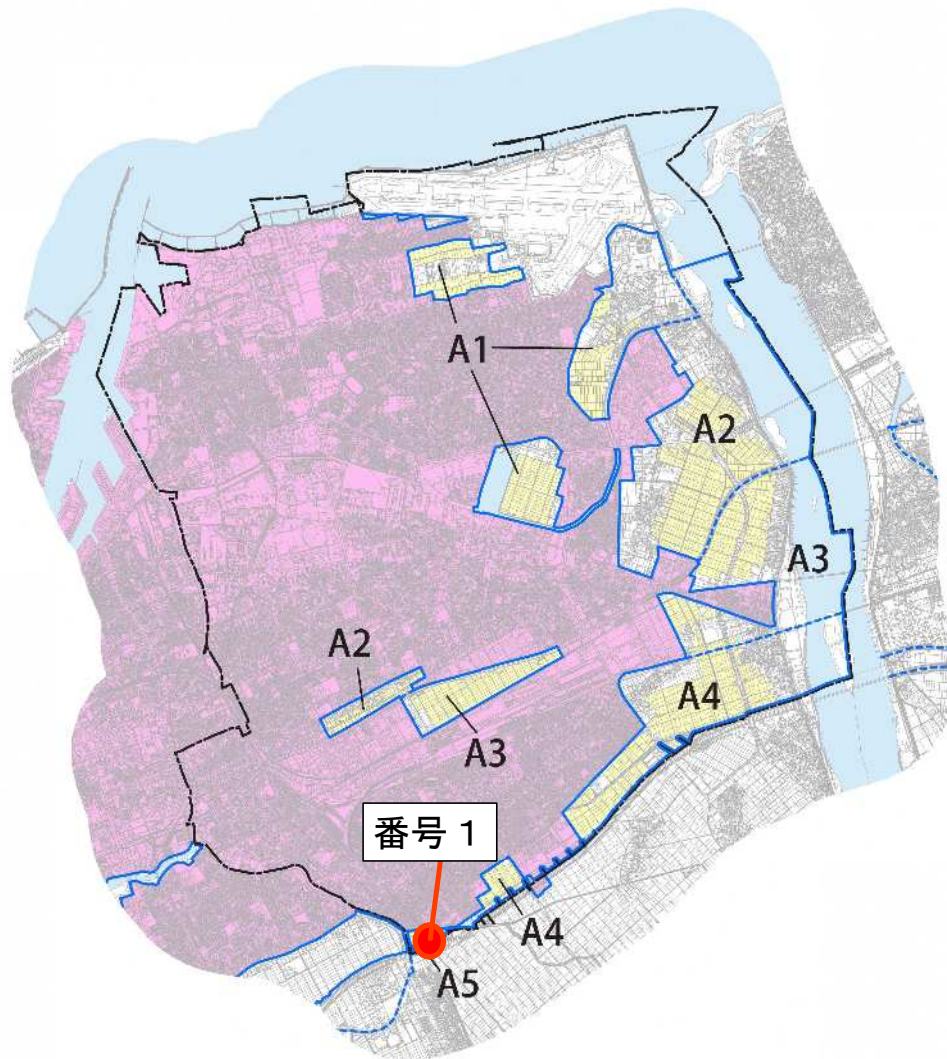
5. 変更経過 (番号1)

日 付	事 項
令和8年1月27日	東区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県提出
令和8年2月27日	東区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県回答
令和8年3月3日	東区農業振興地域整備計画の変更案に係る11条公告・縦覧開始
令和8年3月18日	東区農業振興地域整備計画の変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
令和8年4月2日	東区農業振興地域整備計画の変更案に係る異議申出期間終了（異議申出なし）
令和8年4月3日	東区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県提出
令和8年4月3日	東区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県回答
令和8年4月10日	東区農業振興地域整備計画の変更に係る12条公告（除外）

東区



位置図



凡 例	
——	行政區界
——	農業振興地域界
---	地區區域界
	農振農用地
	採草放牧地
	農業用施設用地
	用途区域

詳細図_東区栗山【縮尺：1/1250】



※この地図は、令和8年6月現在の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の概略を表示したものです。
※詳細については、新潟市農林政策課又は区役所農政担当課までお問い合わせください。
※本農用地利用計画図における地形等は、おおよその位置及び形状を表示したものです。権利関係に使用することはできません。
※著作権等に関連する所要の出典の明示が必要です。



南区農業振興地域整備計画の変更について

1. 変更の概要

(1) 変更種別：用途変更

(2) 変更概要

番号	変更箇所 (大字, 字, 地番)	変更前の 用途区分	変更理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
1	新潟市南区中小見 1655-1 の 一部	農用地	法第 10 条第 3 項第 4 号 具体的理由：農機具格納庫の整備	197.46 m ² (268 m ² の内) (畑)	農業用 施設用地
計	1 筆			197.46 m ²	

2. 変更理由

(番号 1)

【経済事情の変動その他情勢の推移による変更】

南区中小見地区において、農機具格納庫を建設するものである。

申出者は、水稻の作付面積20haの認定農業者であるが、近隣の離農者からの耕作依頼が年々増加傾向にあり、令和 8 年は23haの水稻作付を予定しており、今後も更なる営農面積の拡大が見込まれている。

一方、営農規模の拡大に伴い、農業機械の大型化や肥料等の資材取扱量が増加しており、既存施設では格納できない農業用機械等が生じている。やむを得ずビニールハウスや屋外に分散して保管しているが、機械の老朽化や防犯上のリスクを抱えているとともに、既存施設の老朽化が進んでいることから、災害発生時における倒壊や崩落といったリスクも抱えている。

このことから、農機具格納に係る必要面積の確保、防犯及び安全性の確保といった観点から早急に新たな農機具格納庫を整備する必要がある。

以上のことから、その用に供する土地を農地から農業用施設用地へ用途変更するものである。

3. 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4. 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの）

(番号 1)

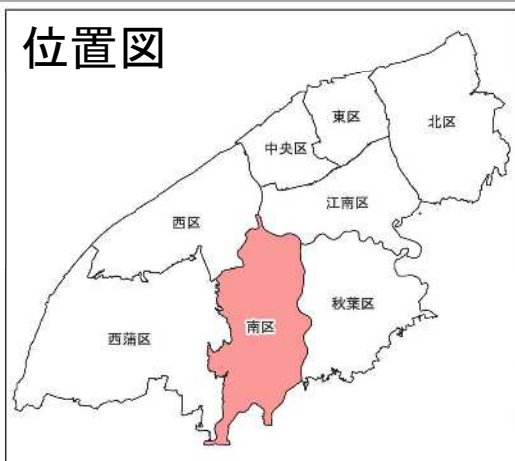
事業名	工期 (年度)	受益面積 (ha)
国営総合農地防災事業（白根郷地区）	H6～H20	5,217
国営付帯県営農地防災事業（白根郷 1～5 期地区）	(1 期)H8～H14 (2 期)H9～H24 (3 期)H13～R1 (4 期)H15～R3 (5 期)H25～R8	5,360
県営広域営農団地農道整備事業（信濃川下流地区）	H6～H21	5,120
県営地盤沈下対策事業（中ノ口川右岸地区）	H7～H12	1,859
県営地盤沈下対策事業（白根郷地区）	S36～H6	5,508
県営かんがい排水事業（白根郷地区）	R2～R9	5,145

5. 変更経過

(番号 1)

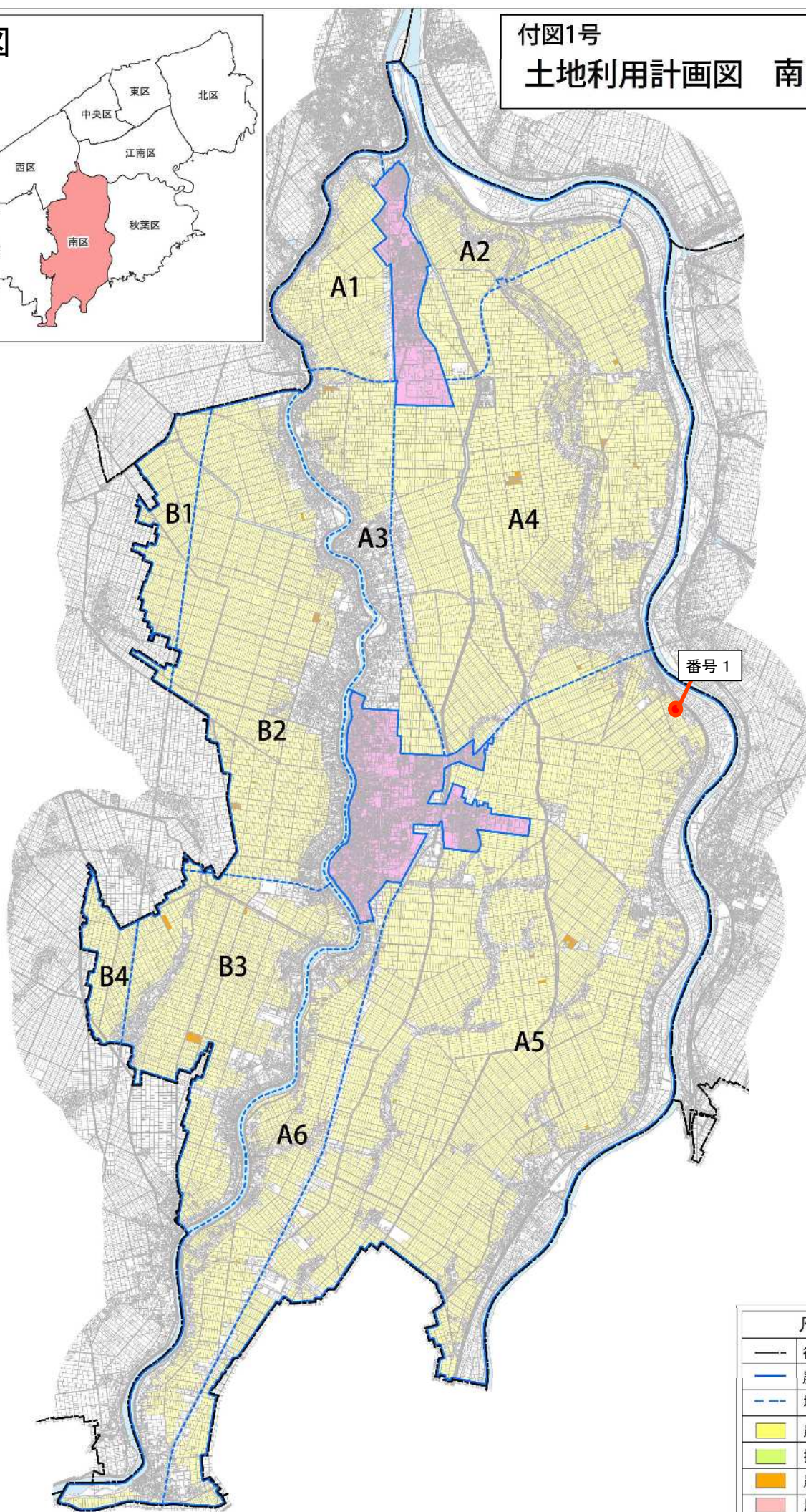
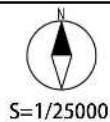
日付	事項
令和 8 年 4 月 3 日	南区農業振興地域整備計画の変更に係る 12 条公告（用途変更）

位置図



付図1号

土地利用計画図 南区



凡 例	
—	行政区界
—	農業振興地域界
- - -	地区区域界
■	農振農用地
■	採草放牧地
■	農業用施設用地
■	用途区域

詳細図_南区中小見【縮尺：1/1250】



※この地図は、令和8年6月現在の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の概略を表示したものです。
※詳細については、新潟市農林政策課又は区役所農政担当課までお問い合わせください。
※本農用地利用計画図における地形等は、おおよその位置及び形状を表示したものです。権利関係に使用することはできません。
※著作権等に関連する所要の出典の明示が必要です。



西区農業振興地域整備計画の変更について

1. 変更の概要

(1) 変更種別：用途変更

(2) 変更概要

番号	変更箇所 (大字, 字, 地番)	変更前の 用途区分	変更理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
1	新潟市西区黒鳥字高分 255、257	農用地	法第 10 条第 3 項第 4 号 具体的理由：米穀貯蔵施設	521.00 m ² (畑)	農業用 施設用地
計	2 筆			521.00 m ²	

2. 変更理由

(番号 1)

【経済事情の変動その他情勢の推移による変更】

西区黒鳥地区において、米穀貯蔵施設を建設するものである。

申出者は、黒鳥地区を中心に水稻 20ha を営農する法人である。米の出荷について、JA や卸売業者を利用しているものの販売価格の決定権がなく、販売コストがかかることから収益力の向上に限界を感じている。

このことから、安定的な収益力の確保及びコスト削減に向け、自社で生産から販売まで一貫した体制を構築することで、自らの収益向上を図るとともに消費者へ新鮮で高品質な米を提供するものである。

このため、乾燥調製後の玄米を適切な品質で保管する貯蔵施設を整備する必要がある。

以上のことから、その用に供する土地を農地から農業用施設用地へ用途変更するものである。

3. 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4. 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの）

(番号 1)

事業名	工期 (年度)	受益面積 (ha)
国営かんがい排水事業（新川流域地区）	H18～R3	19,778
国営かんがい排水事業（新川流域二期地区）	H26～R12	19,530
県営かんがい排水事業（Ⅰ期～Ⅳ期地区）	S62～R9	15,313
県営地盤沈下対策事業（西蒲原・西蒲原二期地区）	H24～R2	7,486

5. 変更経過

(番号 1)

日付	事項
令和 8 年 5 月 29 日	西区農業振興地域整備計画の変更に係る 12 条公告（用途変更）

付図1号

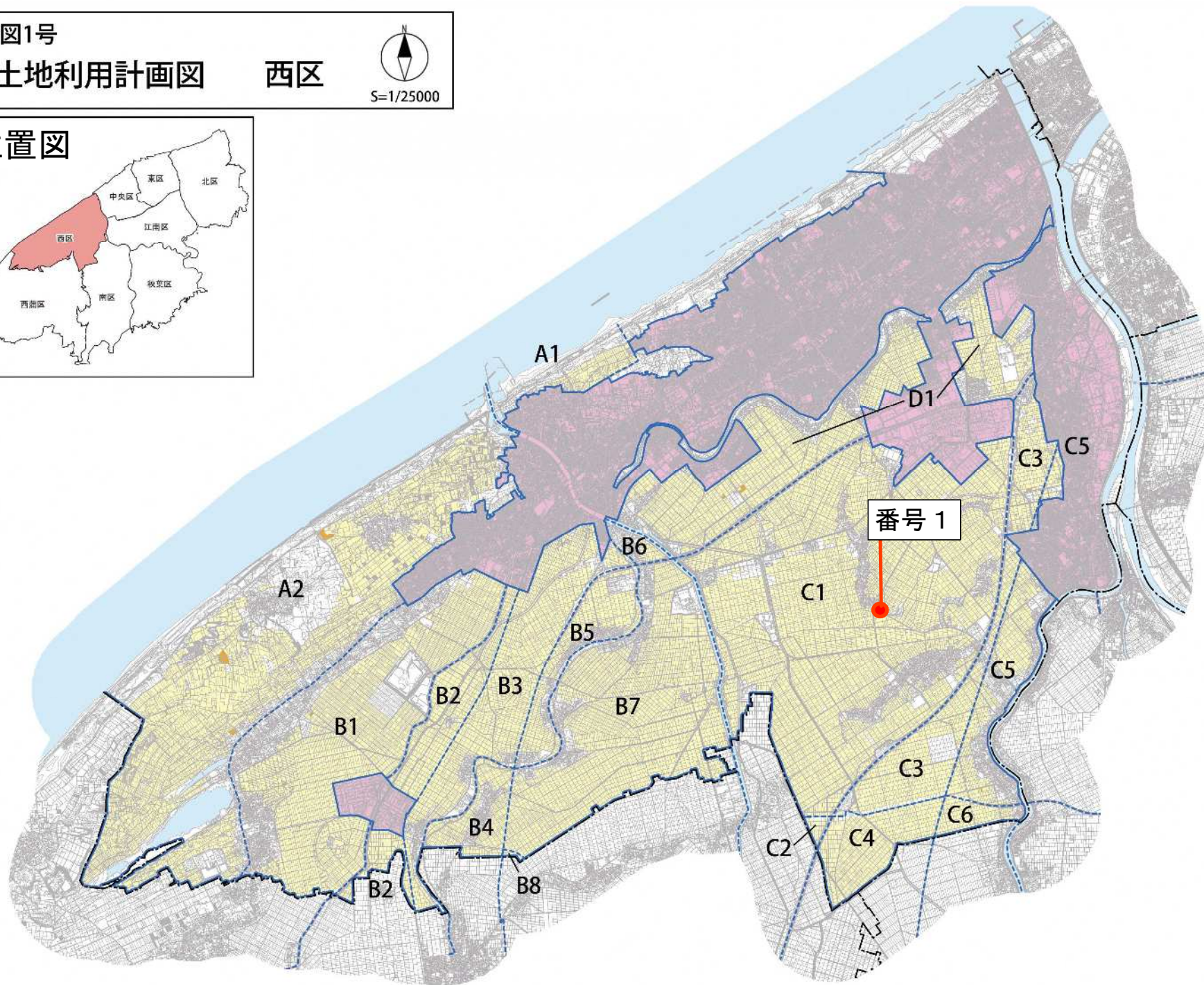
土地利用計画図

西区



S=1/25000

位置図



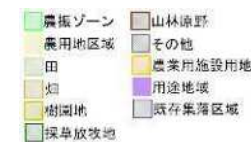
凡 例

---	行政区界
—	農業振興地域界
- - -	地区区域界
■ (Yellow)	農振農用地
■ (Light Green)	採草放牧地
■ (Orange)	農業用施設用地
■ (Pink)	用途区域

詳細図_西区黒鳥【縮尺：1/1250】



※この地図は、令和8年6月現在の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の概略を表示したものです。
 ※詳細については、新潟市農林政策課又は区役所農政担当課までお問い合わせください。
 ※本農用地利用計画図における地形等は、おおよその位置及び形状を表示したものです。権利関係に使用することはできません。
 ※著作権等に関連する所要の出典の明示が必要です。



西蒲区農業振興地域整備計画の変更について

1. 変更の概要

(1) 変更種別：編入

(2) 変更概要

番号	変 更 箇 所 (大字，字，地番)	変更前の 用途区分	変更理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
1	西蒲区三方 347 外 4 筆	農用地	法第 10 条第 3 項第 2 号 具体的理由：農地中間管理機構関連農地 整備事業(三方地区)として基盤整備を 行うため	2,881.00 m ² (田)	農用地
2	西蒲区高畑 294-2 外 2 筆	農用地	法第 10 条第 3 項第 2 号 具体的理由：錯誤	897.00 m ² (畑)	農用地
計	8 筆			3,778.00 m ²	

2. 変更理由

(番号 1)

【経済事情の変動その他情勢の推移による変更】

西蒲区三方地区において、農用地区域へ編入を行うものである。

当該地区は、新潟市の南部に位置し、昭和 28 年～31 年に水田区画を 10a に整備したが、小区画である上に、ほ場内農道の幅員も 2～3 m と狭いことから農業用車両の通行に支障をきたしており、農作業効率が上がらない状況にある。

また、所有者ごとの農地が分散しており作業効率が悪い状況である。

編入予定地は、令和 8 年度着工予定の三方地区ほ場整備事業の地区に含まれており、田の大区画化、排水路整備、暗渠排水整備などの抜本的整備を進め、編入により担い手への農地集積を進めるものである。

以上のことから、その用に供する土地を農用地区域へ編入するものである。

(番号 2)

【経済事情の変動その他情勢の推移による変更】

西蒲区高畑地区において、農用地区域へ編入を行うものである。

当該地は、令和 4 年に本市が行った農業振興地域整備計画の再編統合において、従前は農用地区域として指定していたものの、再編統合作業の過程で誤って農用地区域から除外していたものである。

旧岩室農業振興地域整備計画において、農用地区域として指定していたことが確認できることから、錯誤として農用地区域へ編入するものである。

3. 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4. 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの）

(番号 1, 2)

事業名	工期 (年度)	受益面積 (ha)
国営かんがい排水事業（新川流域地区）	H18～R3	19,778
国営かんがい排水事業（新川流域二期地区）	H26～R12	19,530
県営かんがい排水事業（Ⅰ期～Ⅳ期地区）	S62～R9	15,313

(番号 1 のみ)

事業名	工期 (年度)	受益面積 (ha)
県営地盤沈下対策事業（中之口川西部地区）	R 元～R35	7,328
県営地盤沈下対策事業（西蒲原・西蒲原二期地区）	H24～R4	7,486

西蒲区農業振興地域整備計画の変更について

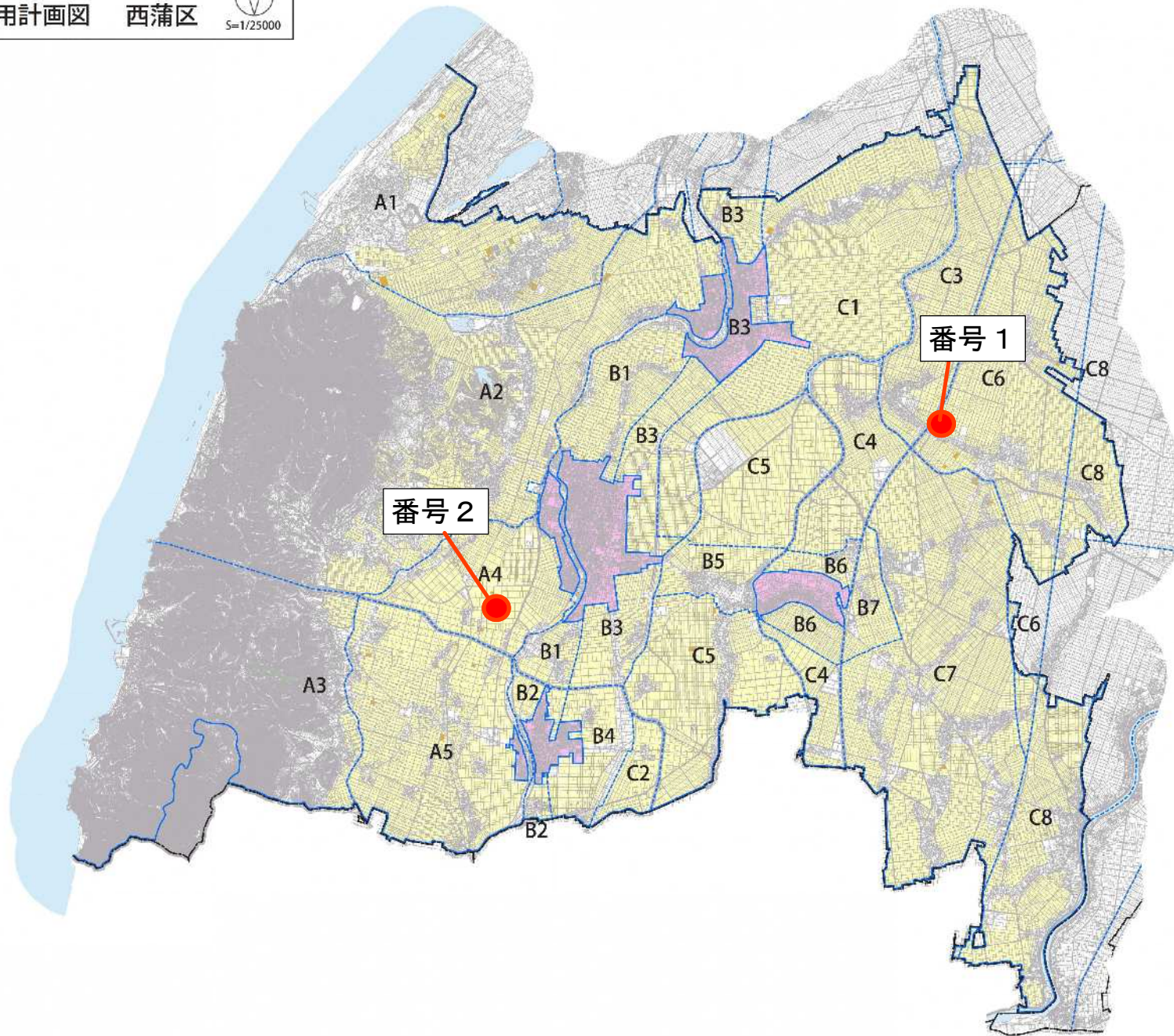
5. 変更経過

(番号1)

日 付	事 項
令和7年12月9日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県提出
令和7年12月17日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県回答
令和8年1月8日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更案に係る11条公告・縦覧開始
令和8年2月2日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
令和8年2月17日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更案に係る異議申出期間終了（異議申出なし）
令和8年2月20日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県提出
令和8年2月20日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県回答
令和8年3月6日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更に係る12条公告（編入）

(番号2)

日 付	事 項
令和8年3月9日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県提出
令和8年3月24日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県回答
令和8年4月30日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更案に係る11条公告・縦覧開始
令和8年5月25日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
令和8年6月9日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更案に係る異議申出期間終了（異議申出なし）
令和8年6月12日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県提出
令和8年6月15日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県回答
令和8年6月25日	西蒲区農業振興地域整備計画の変更に係る12条公告（編入）



凡 例	
	行政区界
	農業振興地域界
	地区区域界
	農振農用地
	採草放牧地
	農業用施設用地
	用途区域



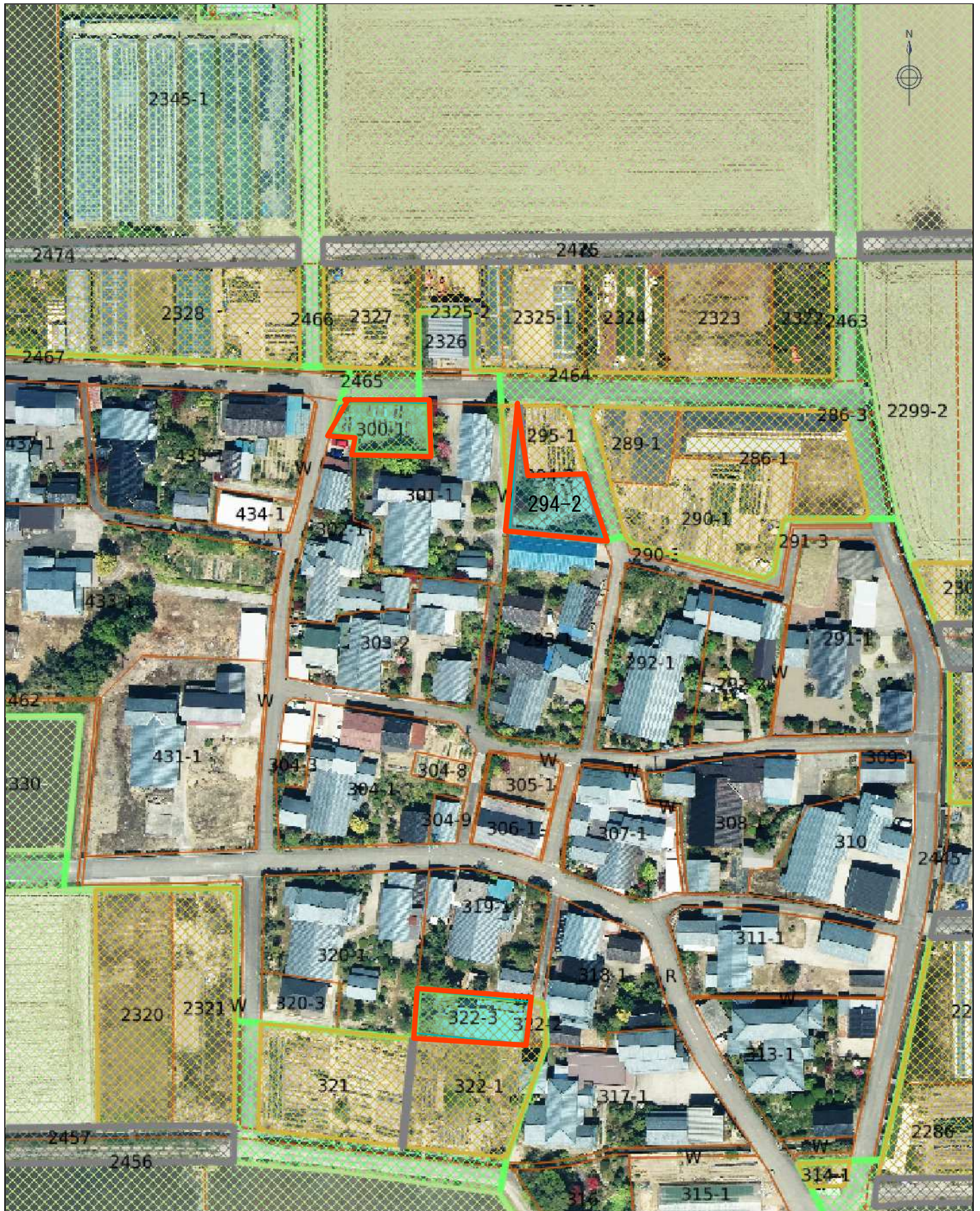
※この地図は、令和8年6月現在の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の概略を表示したものです。
 ※詳細については、新潟市農林政策課又は区役所農政担当課までお問い合わせください。
 ※本農用地利用計画図における地形等は、おおよその位置及び形状を表示したものです。権利関係に使用することはできません。
 ※著作権等に関する所要の出典の明示が必要です。





※この地図は、令和8年6月現在の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の概略を表示したものです。
 ※詳細については、新潟市農林政策課又は区役所農政担当課までお問い合わせください。
 ※本農用地利用計画図における地形等は、おおよその位置及び形状を表示したものです。権利関係に使用することはできません。
 ※著作権等に関する所要の出典の明示が必要です。





※この地図は、令和8年7月現在の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の概略を表示したものです。
 ※詳細については、新潟市農林政策課又は区役所農政担当課までお問い合わせください。
 ※本農用地利用計画図における地形等は、おおよその位置及び形状を表示したものです。権利関係に使用することはできません。
 ※著作権等に関連する所要の出典の明示が必要です。

農振ゾーン	山林原野
農用地区域	その他
田	農業施設用地
畑	用途地域
樹園地	既存集落区域
採草放牧地	